令 和 8 年 10 月 23 日
大阪市教育委員会事務局

スクールサポートスタッフ（会計年度任用職員）
募集要項

1　募集人数

250 名程度

2　業務内容

大阪市立の小学校、中学校及び義務教育学校における教員等の事務業務の補助
具体的な業務は次のとおり
・学習プリント等の印刷、配布準備
・授業準備の補助
・採点業務の補助
・学校行事の準備及び後片付けの補助
・その他補助的業務（保護者への連絡、換気・消毒作業等）

3　応募資格

（1）平成 21 年 4 月 1 日以前に生まれた者
（2）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者
【地方公務員法第 16 条（抜粋）】
（欠格条項）
1．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（3）こども性暴力防止法第 2 条第 7 項に規定する特定性犯罪の前科がない者（詳細は別紙参照）
以上（1）～（3）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。
・学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。
（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

４　任用期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間

※ 令和９年度中に補充採用を行う場合は、別途決定いたします。

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで最長３年）

※ 再度任用された場合、同一校に勤務するとは限りません。

５　勤務条件等

（１）勤務時間

週あたり 30 時間

※勤務時間、勤務日の割り振り等の詳細は、勤務場所によって異なります。

【例１】週４日勤務（月曜日から金曜日のうち勤務を割り振らない１日を公休日とする）

午前８時 00 分～午後５時 00 分の間で７時間 30 分（休憩時間 45 分）

【例２】週５日勤務

午前８時 00 分～午後５時 00 分の間で６時間（休憩時間 45 分）

（注）学校の実情により勤務時間が変更となる場合があります。

（注）心和中学校においては午前 10 時 00 分～午後６時 30 分の間で勤務となる予定です。

（２）勤務日

原則として月曜日から金曜日

（土曜授業や運動会等で例外的に土曜日・日曜日・祝日の勤務となることがあります。）

（３）休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

※ 休日に勤務を要する場合は、他の日に休日を振替えます。

（４）勤務場所

大阪市立学校（小学校、中学校及び義務教育学校のいずれか※本市指定）

（５）報酬等

【月額】

176,436 円～196,620 円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当、期末手当および勤勉手当が支給されます。

※上記報酬等は、令和８年４月１日時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

◎支給日

当月 17 日（1 月は 18 日）ただし、その日が土曜日の場合は前日、日曜日の場合はその翌日

（翌日が祝日の場合はその前々日）になります。

（６）休暇等

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

<table>
<tr><td>年次休暇</td><td>週所定勤務日数にかかわらず、下表のとおり年休を付与します。

<table>
<tr><th>任 用 の 期 間</th><th>付与日数</th></tr>
<tr><td>６月を超え１年以下の期間</td><td>12 日</td></tr>
<tr><td>５月を超え６月に達するまでの期間</td><td>10 日</td></tr>
<tr><td>４月を超え５月に達するまでの期間</td><td>８日</td></tr>
<tr><td>３月を超え４月に達するまでの期間</td><td>７日</td></tr>
<tr><td>２月を超え３月に達するまでの期間</td><td>５日</td></tr>
<tr><td>１月を超え２月に達するまでの期間</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>１月に達するまでの期間</td><td>２日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>特別休暇</td><td>【有給】
・夏季休暇（７月２日以降の採用は付与なし）
・忌引休暇　・結婚休暇　・産前産後休暇　・配偶者分べん休暇
・育児時間休暇　・育児参加休暇　・子の看護等休暇※1
・短期介護休暇※1　・出生サポート休暇※1　・ドナー休暇
・災害等による通勤時の出勤困難な場合　等
【無給】
・妊娠障害休暇　・生理休暇
（※1）別途取得要件あり</td></tr>
</table>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（注）上記休暇等は、令和８年４月１日時点のものです。

（７）社会保険

- 健康保険（公立学校共済組合）
- 厚生年金保険
- 雇用保険
- 介護保険（40 歳以上 65 歳未満の方が対象）

（８）服務

- 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

（９）留意事項

・ 本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。)」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することとしていますが、詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定しています。上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合は、採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙の参照条文をご参照ください。

６　選考について

（１） 日程及び会場

日程：令和８年11月28日（土）、30日（月）、12月１日(火)、２日（水）、３日（木）
４日（金）のいずれか

場所：大阪市役所　地下１階会議室
大阪市中之島１－３-20
電話：06-6208-9121　FAX:06-6202-7053
最寄駅：Osaka Metro御堂筋線・京阪電車「淀屋橋駅」１号出口すぐ

・10分程度の面接選考（応募資格や経験など提出書類に関すること、希望校種、通勤時間等の聴取）を行います。

・当日の状況により、待ち時間が発生する場合がありますのでご了承ください。

（２）申込方法

大阪市行政オンラインシステムより、希望の日時を選択して面接予約をしてください。

『【面接予約フォーム】令和９年度大阪市立学校会計年度任用職員選考会
（教頭補助員・ワークライフバランス支援員・スクールサポートスタッフ）』

URL：https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/db8fc05f-15ea-4574-9b22-12621821eaa6/start

※システムの操作方法は大阪市行政オンラインシステムコールセンター（0120－835－802）までお問合せ下さい。

※利用者登録がお済みでない場合は、[新規登録]をクリックし、利用者登録を行ってから、予約ページにお進みください。

※会計年度任用職員選考会を円滑に実施するため、予約は先着順とします。

※令和８年11月18日（水）午後５時に上記選考の申込を締め切ります。

（３）提出書類

以下の書類に必要事項を全て記入し、面接予約した日に面接会場へご持参ください。

① **会計年度任用職員　採用申込書**

※過去３カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※本市所定の様式に限ります。本市ホームページからダウンロードし、作成してください。

② **申し立て書**

※所定の様式に氏名、住所及び生年月日を自筆により記入し、提出してください。

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

③**「合否通知」送付用の定型封筒（長形３号）**

※必ず宛先を記載の上、110 円切手を貼付してください。

提出書類は返却いたしません。

（４）結果通知

合否については、令和９年２月中に本人あて書面にて通知予定です。

７　合格から採用まで

（１）　受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が募集人数を下回る場合があります。

（２）　合格者は、試験の合計得点の高い順に「登録者名簿」に登録され、登録者名簿に基づき採用します。なお、「登録者名簿」の登録期間は、令和10年３月31日までとなり、登録されても採用されない場合があります。

（３）　採用決定するにあたり、「登録者名簿」に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「登録者名簿」の最後尾に再登録となります。

（４）　「登録者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

（５）　採用が決定し次第、教育委員会または学校より本人あて電話連絡を行います。

※ 連絡後、初めての学校訪問時には別途履歴書（市販のもので可）をご用意ください。

※ 採用が決まりましたら、勤務初日までに健康診断（胸部Ｘ線）を受診してください（費用は自己負担）。診断結果の写しを勤務校に提出いただく必要があります。採用日から過去１年間以内に受診歴がありましたら、その写しでも構いません。

※ 健康診断の費用は、自己負担です。ご了承ください。

※ 大阪市では、「結核」の罹患率が高いため、学校園においても特別の注意を払っています。ご協力よろしくお願いいたします。

（６）　合格後、やむを得ない事情により勤務が出来ない場合は、**９ 問合せ先**まで早急に連絡してください。

８　その他

・ この試験において提出された書類等は、受付後返却いたしません。
・ 選考に際して大阪市が収集した個人情報は、選考及び採用の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
・ 本案件については、令和９年度の予算発効をもって有効とします。

９　問合せ先

〒530－8201　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号　３階
大阪市教育委員会事務局　教務部　教職員人事担当　学校職員人事・管理グループ
電話番号　06-6208-9121

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）
（倫理原則）
第４条　職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。
（職員倫理規則）
第８条　市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。
２　職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。
【その他遵守すべき事項の例】
・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
・入れ墨の施術を受けないこと

別　紙

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪

は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。